

福島県廃棄物処理計画の策定に伴う課題と施策の方向性の整理

1 一般廃棄物

(1) 廃棄物の発生量、処理量の見込み及び廃棄物の減量に関すること

現 状					課 題	施策の方向性																				
<p>○平成 24 年度の一般廃棄物の排出量 79.1 万トン</p> <p>○平成 24 年度の実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績値 (H24 年度)</th> <th>目標値 (H27 年度)</th> <th>目標 区分</th> <th>達成 状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人 1 日当たりの ごみ排出量(g/人・日)</td> <td>1,094</td> <td>915</td> <td>減少</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率(%)</td> <td>13.7</td> <td>26.0</td> <td>増加</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>1 日当たりの 最終処分量(t/日)</td> <td>246</td> <td>200</td> <td>減少</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ごみ排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度までは減少していたが、23 年度に震災の影響により増加に転じ、24 年度も増加が続いている。 23 年度は生活系ごみ、事業系ごみともに増加、24 年度は生活系は減少したが、事業系は増加が続いている。 <p>○リサイクル率</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度をピークに、その後は減少が続いている。 <p>○最終処分量</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度までは減少していたが、23 年度は震災の影響により増加。 24 年度には震災前と同程度まで減少したが、原発事故由来の放射性物質による汚染の影響により、最終処分されずに保管されている焼却灰がある。 					項目	実績値 (H24 年度)	目標値 (H27 年度)	目標 区分	達成 状況	1 人 1 日当たりの ごみ排出量(g/人・日)	1,094	915	減少	×	リサイクル率(%)	13.7	26.0	増加	×	1 日当たりの 最終処分量(t/日)	246	200	減少	×	<p>○目標の達成状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度において、すべての項目で目標を達成していない。 引き続き、ごみの排出抑制を図るとともに、震災後に排出量の増加が続いている事業系ごみについて、更なる排出抑制が必要。 リサイクル率の低下要因として、集団回収の減少の影響が大きいと考えられることから、集団回収の促進を図ることが必要。 <p>○次期計画の目標値について</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出量が平成 23、24 年度に顕著に増加した自治体に対する聞き取り調査及び全市町村に対する 25 年度実績等のアンケート調査の結果から、23、24 年度は震災の影響を受け、非常に特異的な状況であることが強く示唆されていることから、将来予測や目標値の設定に当たっては両年度は除外し、より適当な年度を基に設定することが必要。 避難に伴うごみの排出状況等の変化については、主として県内における人口の移動に伴うものであることから、県全体の排出量等に対する影響は少ないと考えられる。 	<p>○目標達成のための施策について</p> <p>⇒ 排出抑制、最終処分量の削減を推進するための施策を引き続き実施していくとともに、<u>目標値と実績値に最も乖離があるリサイクル率向上のための施策の拡充を図る。</u></p>
項目	実績値 (H24 年度)	目標値 (H27 年度)	目標 区分	達成 状況																						
1 人 1 日当たりの ごみ排出量(g/人・日)	1,094	915	減少	×																						
リサイクル率(%)	13.7	26.0	増加	×																						
1 日当たりの 最終処分量(t/日)	246	200	減少	×																						

(2) 一般廃棄物の適正な処理の確保に関すること
ア ごみ処理施設の整備

現 状	課 題	施策の方向性						
<p>○ごみ処理実施自治体 (平成 25 年 3 月末現在) 焼却処理：5 市村、12 一部事務組合 最終処分：9 市町村、10 一部事務組合</p> <p>○ごみ処理施設の稼働状況 (平成 25 年 3 月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="192 550 629 687"> <tr> <td>ごみ焼却施設</td> <td>23(1)</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設</td> <td>23(1)</td> </tr> <tr> <td>最終処分場</td> <td>22(1)</td> </tr> </table> <p>※()内は震災の影響で休止中の施設</p> <p>○施設整備方針 施設整備に当たっては、県ごみ処理広域化計画に基づく県内 7 ブロック内において、施設集約の可能性の検討と併せ、より効率的な整備を図っていくこととしている。</p>	ごみ焼却施設	23(1)	し尿処理施設	23(1)	最終処分場	22(1)	<p>○震災からの復旧について 震災の影響により休止中の施設について、早急な復旧が必要。併せて、避難区域の帰還後のごみ処理体制の再構築が必要。(放射性物質汚染対処特別措置法に基づく対策地域内廃棄物を除く。)</p> <p>○施設の整備・維持管理について 施設の整備や維持管理のコストをできるだけ抑えるため、計画的かつ効率的な維持管理や設備改良等により、施設の長寿命化・延命化を図ることが必要。</p> <p>○地球温暖化対策について ごみ発電等の余熱利用や効率的な廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備など、地球温暖化対策への対応に配慮した施設への転換促進が必要。</p> <p>○施設整備方針について 施設の整備に当たっては、ブロックごとの施設集約の可能性の検討と併せ、大規模災害の発生に備えた対応への考慮を検討することが必要。</p>	<p>○施設の早期復旧と避難区域帰還後のごみ処理体制の再構築について ⇒ 市町村等と連携し、速やかな対応を図る。</p> <p>○ごみ処理施設の整備・維持管理について ⇒ 施設の整備や維持管理に当たっては、施設の長寿命化・延命化の対策を適切に行う。</p> <p>○地球温暖化対策について ⇒ 地球温暖化対策に配慮した施設への転換促進を図る。</p> <p>○大規模災害に備えた施設整備について ⇒ 施設を整備する際には、大規模災害への対応を考慮する。</p>
ごみ焼却施設	23(1)							
し尿処理施設	23(1)							
最終処分場	22(1)							

<p>○ごみの自区域内処理 一部の市町村等では、自区域内において収集運搬から最終処分までの一連の処理が完結できず、民間業者への処理委託が行われている。</p>	<p>○ごみの自区域内処理について 自区域内で一連の処理が完結できるよう、施設を整備することが必要。</p>	<p>○ごみの自区域内処理について ⇒ ごみの収集運搬から最終処分まで一連の処理を、原則として市町村等の自区域内で完結できるよう、処理体制の整備を図る。</p>
--	---	---

イ 生活排水対策

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○汚水処理人口県内普及率 76.5%（平成24年度末）</p> <p>○浄化槽設置状況 設置基数：268,107基（平成25年3月末） （うち、単独処理浄化槽：168,618基（約63%））</p> <p>○窒素・りん除去型浄化槽設置状況 設置基数：30基（平成23～25年度累計）</p> <p>○汚水処理人口普及率の目標値 「ふくしまの美しい水環境整備構想」では、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽のそれぞれの特性を活かしながら施設を整備し、汚水処理人口普及率を西暦2030年代初頭で概ね100%とすることとしている。</p>	<p>○汚水処理人口普及率について 汚水処理人口普及率は全国低位のままであるため、普及の促進が必要。</p> <p>○浄化槽設置状況について 浄化槽については、水環境への負荷が大きい単独処理浄化槽がいまだに6割以上を占めていることから、負荷が小さい合併処理浄化槽への転換を図っていくことが必要。特に猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域では、窒素・りんの除去のため、高度処理可能な浄化槽の設置促進が必要。</p>	<p>○施設設置の促進について ⇒ 各自治体の財政状況が厳しい中、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の特性を勘案しながら、効率的に汚水処理人口普及率を上昇させる。</p> <p>○生活排水の適正処理について ⇒ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、猪苗代及び裏磐梯湖沼群流域では、高度処理が可能な浄化槽の設置を促進する。</p>

(3) その他の適正処理に関すること

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○災害廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の廃棄物処理について、国においては、東日本大震災の経験等を踏まえ、震災廃棄物対策指針（平成10年策定）及び水害廃棄物対策指針（平成17年策定）を統合した災害廃棄物対策指針を平成26年3月に策定した。 ・都道府県、市町村においても、当該指針を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定、見直しが求められている。 ・国の基本方針では、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておくとともに、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場、災害用ストックヤード等を整備しておくことが重要とされている。 	<p>○災害廃棄物への対策について</p> <p>災害発生時の廃棄物処理対策が円滑に進むよう、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行うとともに、今後の施設の整備に当たっては、大規模な災害等の発生に備え、ブロックごとに処理施設やストックヤード等にある程度の余裕を持たせるなど、災害への対応を考慮することが必要。</p>	<p>○災害廃棄物処理計画策定について</p> <p>⇒ <u>国の指針を踏まえ、県及び市町村等において、今後の対応を検討していく。</u></p> <p>○大規模災害に備えた施設整備について</p> <p>⇒ 施設を整備する際には、大規模災害への対応を考慮する。</p>

2 産業廃棄物

(1) 廃棄物の発生量、処理量の見込み及び廃棄物の減量に関すること

現 状					課 題	施策の方向性
○平成 24 年度の実績値					○目標の達成状況について 平成 24 年度の排出量と再生利用率は平成 27 年度の目標値を達成しているが、それ以外の項目は未達成。 引き続き、排出抑制を図りながら、再生利用率の向上により、最終処分量の削減を推進していくことが必要。	○排出抑制等について ⇒ 再生利用率の目標値について、現行の福島県廃棄物処理計画では 39%と設定されているのに対し、国の基本方針では 53%と設定されているため、再生利用率の向上を図る。
項目	実績値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標 区分	達成 状況		
排出量	805.2 万 t	830.5 万 t	減少	○		
再生利用・ 減量化率	87%	92%	増加	×		
再生利用率	46%	39%	増加	○		
減量化率	42%	53%	増加	×		
最終処分率	12%	8%	減少	×		
○東日本大震災の影響					○次期計画の目標値について 国の基本方針において、基準年度を設定しその値を基にして目標値を定めており、現行の処理計画の目標値についても同様にして定めている。 処理計画の策定にあたり基準年度を設定する際には、震災の影響について考慮することが必要。	
<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度以降は平成 22 年度と比較して、がれき類の排出量が増加しており、汚泥の排出が減少している。また、ばいじんの排出量について、石炭火力発電所の運転状況と連動した変化が見られた。 原子力発電所の事故で飛散した放射性物質により汚染された産業廃棄物については、処理が滞り事業所内で保管せざるを得ない事例がみられた。 そのため、産業廃棄物処理施設の排ガスや放流水のモニタリングの実施や搬入される廃棄物の放射性物質濃度等測定機器の整備に対する支援を実施したほか、講習会やアドバイザー派遣による地域住民へ知識や情報を提供することにより理解の促進を図っている。 放射性物質に汚染された廃棄物については、処理が一時停滞していたが、減容化施設による処理が開始されるなど産業廃棄物の処理が進められている。 					○その他 本県には多くの石炭火力発電所が立地しており、産業廃棄物の排出処理状況に与える影響について考慮することが必要。 また、県内に石炭火力発電所を増設する動きがあることについても考慮することが必要。	

(2) 産業廃棄物の処理施設の整備に関すること

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○処理施設整備の方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の処理施設の整備については、民間による整備を原則とし適正な処理体制を確保する。 ・処理施設の維持管理等に関する情報の積極的な公表を促進する。 <p>○最終処分場の残余容量</p> <p>次期処理計画目標年度(平成 32 年度)における県内の最終処分場の残余年数については、現在推計中である。</p> <p>なお、現行の国の基本方針では、目標年度(平成 27 年度)において最終処分量の 10 年分程度を確保・整備することが目標として定められている。</p> <p>※参考：平成 25 年度の残余容量について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画における産業廃棄物の残余年数予測 管理型 14.0 年、安定型 16.7 年 ・平成 25 年度廃棄物実態調査の残余年数予測 管理型：約 10 年、安定型：約 11 年 	<p>○処理施設整備の方針等について</p> <p>処理施設等の設置・変更の際には周辺住民からの理解を得るよう、処理施設設置事業者に対し引き続き指導。</p> <p>○最終処分場の残余容量について</p> <p>県内において産業廃棄物を適正に処理するため、必要な最終処分場の残余年数等を考慮して、適正な処理体制が確保できるようにすることが必要。</p>	<p>○本県における産業廃棄物処理施設整備の方向について</p> <p>⇒ 産業廃棄物処理施設の整備は、民間による整備を原則とし、適正な処理体制が確保できるようにする。</p> <p>○排出事業者への排出抑制等指導について</p> <p>⇒ 排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の啓発を行うとともに、自主的取り組みに対して支援を実施する。</p> <p>○産業廃棄物に関する県民理解の促進について</p> <p>⇒ リスクコミュニケーション等により、産業廃棄物に関する県民理解の促進を図る。</p>

(3) その他の適正処理に関すること

ア 適正処理の推進

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○立入検査の実施 排出事業者及び処理業者等に対して立入検査を行い、産業廃棄物の適正処理の徹底について指導している。 立入検査実施：1,168件(平成25年度)</p> <p>○講習会等の実施 産業廃棄物適正処理担当者研修会及び実務管理者講習会等を実施し、排出事業者や処理業者に対して適正処理に関する啓発や意識の向上を図っている。 研修会を3回開催、延べ788参加(平成25年度)</p> <p>○優良産業廃棄物処理業者認定制度等の活用 優良処理事業者認定制度の活用の促進を図るとともに、情報提供を行っている。 県認定件数：78件(平成25年度) ※全国：5,144件(平成25年度)</p> <p>○電子マニフェスト利用率(平成25年度) 県の許可を持つ業者の利用率：22.6%(アンケート調査) ※全国の電子化率：35%(電子マニフェスト発行数の割合) (国のロードマップでは平成28年度に電子化率50%を目標としている。)</p>	<p>○排出事業者や処理業者等への指導について 産業廃棄物の適正処理の徹底について、立入検査等を通じて引き続き指導が必要。</p> <p>○研修会・講習会について 排出事業者や処理業者に対する啓発やより効果的な情報提供が必要。</p>	<p>○優良処理事業者の育成や電子マニフェスト制度の普及について ⇒ 優良処理事業者認定制度及び電子マニフェストについて活用の促進を図る。</p>

イ その他の廃棄物の適正処理

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物</p> <p>保管されている PCB 廃棄物及び使用中の PCB 使用製品については、平成 39 年 3 月 31 日までに処理を行う必要がある。（PCB 特別措置法施行令）</p> <p>福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画に基づき、PCB 廃棄物の処理を計画的に進めるとともに、事業者に対して指導を行っている。</p>	<p>○PCB 廃棄物の処理について</p> <p>JESCO(日本環境安全事業㈱)による処理が行われるまでの間の適正保管について引き続き指導。</p> <p>○低濃度 PCB 廃棄物の処理について</p> <p>保管事業者に対して、無害化処理認定施設や許可施設の積極的な活用を指導。</p>	<p>○PCB 廃棄物の適正処理について</p> <p>⇒ 今後も引き続き福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画に基づき計画的な処理及び適正保管の指導等を行っていく。</p>
<p>○アスベスト</p> <p>過去にアスベストが使用された建築物が、今後、改修、解体時期を迎えるため、アスベスト廃棄物が今後も継続的に発生すると考えられている。</p> <p>研修会等による情報提供や、解体に係る届出の徹底、解体現場への立入調査等により、適正処理の推進を図っている。</p>	<p>○アスベスト廃棄物の処理について</p> <p>排出事業者や解体業者がアスベストの使用状況を十分に把握し、改修・解体時の調査や、廃棄物の適正処理を徹底することが必要。</p>	<p>○アスベスト廃棄物の処理について</p> <p>⇒ 排出事業者や解体業者等に対して、今後も引き続き情報提供や指導等を行っていく。</p>

ウ 県外産業廃棄物の抑制について

現 状	課 題	施策の方向性								
<p>○県産業廃棄物条例の事前届出制度</p> <p>中間処理業者及び最終処分業者への県外の産業廃棄物の搬入については、県産業廃棄物条例の事前届出制度により、県内物優先処理体制が確保されるよう指導している。</p> <p>○県外の産業廃棄物の最終処分場搬入割合</p> <table border="1" data-bbox="150 491 898 584"> <thead> <tr> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24.1%</td> <td>25.2%</td> <td>31.6%</td> <td>17.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現行の処理計画において、県全体で 20%以下を目標としている。</p> <p>○県内で発生した廃棄物の移動状況(平成 24 年度実績)</p> <p>中間処理された量 403.9 万 t (約 72%を県内で処理)</p> <p>直接最終処分された量 76.6 万 t (約 98%を県内で処理)</p> <p>県内で発生した産業廃棄物は、ほぼ県内で適正に処理されている状況にある。</p> <p>○最終処分場の残余容量</p> <p>次期処理計画目標年度(平成 32 年度)における県内の最終処分場の残余年数については、現在推計中である。</p> <p>なお、現行の国の基本方針では、目標年度(平成 27 年度)において最終処分量の 10 年分程度を確保・整備することが目標として定められている。</p>	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	24.1%	25.2%	31.6%	17.5%	<p>○県外の産業廃棄物への対応について</p> <p>最終処分場の残余年数の状況や県内の産業廃棄物の排出量が減少傾向にある状況、また事業者団体からの要望等も踏まえ、県外の産業廃棄物の搬入割合の目標の在り方について検討が必要。</p>	<p>○県外の産業廃棄物搬入への対応について</p> <p>⇒ 県内で発生した産業廃棄物を優先して受入処理する体制の確保については、県産業廃棄物条例に基づく県外産業廃棄物処分受託届出制度により、今後も継続して指導を行う。</p> <p>県外の産業廃棄物の搬入割合の目標のあり方について検討する。</p>
平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度							
24.1%	25.2%	31.6%	17.5%							

3 一般廃棄物・産業廃棄物共通

(1) 不法投棄防止対策

現 状	課 題	施策の方向性
<p>10t以上の産業廃棄物、又は特別管理産業廃棄物の不法投棄の件数・量は長期的に減少傾向にある。(0件、0t)(平成24年度)</p> <p>しかしながら、10t未満の廃棄物の不法投棄は依然として発生している。</p> <p>○不法投棄対策の実施内容(平成25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視員 : 50市町村に93名 ・監視カメラの設置・整備 : 116台 ・民間警備会社による監視委託: 監視回数714回 ・地域ぐるみ監視体制づくり支援事業: 3事業主体 	<p>○不法投棄防止対策について</p> <p>不法投棄等の不適正処理の未然防止や早期発見のため、監視体制を継続して整備することが必要。</p>	<p>○不法投棄防止対策について</p> <p>⇒ 今後も不適正処理の未然防止や早期発見の取組みを継続して行う。</p>

(2) 放射性物質に汚染された廃棄物に関する対策

現 状	課 題	施策の方向性
<p>○放射性物質汚染廃棄物について</p> <p>放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、焼却施設の焼却灰や下水汚泥等の廃棄物で放射性物質濃度が8,000Bq/kgを超えるものについては指定廃棄物として国が処理することとされており、8,000Bq/kg以下のものについては通常の処理方法で処理可能とされている。</p> <p>しかし、8,000Bq/kg以下のものであっても、処理施設周辺の住民の理解が得られないこと等により、処理が滞っているものがある。</p> <p>また、国の処理開始まで排出場所等での一時保管を余儀なくされている指定廃棄物や、処理が滞っている廃棄物について、保管容量が逼迫し、新たな保管場所の確保も困難となっている。</p>	<p>○汚染廃棄物の処理等の促進について</p> <p>汚染廃棄物の処理や保管施設等の設置を円滑に進めるため、施設周辺の住民の不安を解消し、理解を促進することが必要。</p> <p>また、適正な処理・保管のための技術や、保管容量確保のための減容化技術等の研究開発や早期実用化、普及が必要。</p>	<p>○住民理解の促進について</p> <p>⇒ 施設周辺の住民の不安の解消や、理解促進を図るため、施設の維持管理状況等の情報公開やリスクコミュニケーション等の効果的な展開を更に検討する。</p> <p>○汚染廃棄物に係る技術開発等について</p> <p>⇒ 国や関係機関等と連携し、技術開発等を進めていく。</p>

